

よくある質問について

No	項目	質問	回答
1	特産品・土産品の定義	「特産品」と「土産品」の違いについて教えてください。	「特産品」は国内外の消費者に向けて広く販売することを目的とした商品としており、「土産品」は呉市または広島県内を訪れた観光客を対象とした商品と定義しております。詳しくは「要綱」の第2条をご覧ください。
2	専門家	専門家メンバーについて教えてください。	総合食品卸事業者や市内主要施設の販売事業者、くれ産業振興センターの元バイヤー等が専門家メンバーとして、マーケティング、OEM先の紹介など、商品開発・販売戦略を支援します。
3	交付対象事業	本補助金は食べ物以外(グッズ、工芸品等)も含まれますか。	今回は食べ物のみ対象となります。
4	交付対象事業	既存商品の見直しは対象外ですか。	既存商品の見直しも対象とします。例えば、既に販売している饅頭の形状の変更やパッケージを見直し、観光客等に買ってもらえるような土産品とするというものも対象となります。
5	交付対象事業	補助対象となる事業について教えてください。	本事業の補助対象となる事業は、市場で販売等流通していないオリジナリティの高いもので、試作段階の商品を対象とします。令和7年2月28日(金)までに、開発商品の試作を完了し、事業期間中または事業終了後、1年以内に商品化が可能な事業内容で、「呉市の産品を活用した特産品または観光資源等を活用した土産品の新商品開発を行う事業」を対象とします。
6	交付対象事業	他の補助金を受ける事業も対象ですか。	本補助金以外に国又は県等からの補助や委託等を受ける事業は、交付対象になりません。
7	補助対象経費	補助対象経費について教えてください。	本補助金は商品化までの経費を対象としているため、商品化以降の経費(例:商品チラシの印刷代、ECサイトの作成費等)については対象外となります。詳しくは募集要項の「4 補助対象経費及び助成率」をご覧ください。

No	項目	質問	回答
8	補助対象経費	補助対象経費の「開発した商品のPR・販路開拓経費」について教えてください。	例として、パンフレット・チラシ等の原版作成経費、WEBサイト作成経費(維持管理費除く)、PRイベント開催や出展に必要な経費(解錠借上料、出展料、設営装飾費、消耗品費、機材借上料、運送費)等が挙げられます。詳しくは募集要項の「4 補助対象経費及び助成率」をご覧ください。
9	補助対象経費	サンプル品の製造にかかる委託料は対象経費としてみれますか。	<p>サンプル品は、試作品が完成した後に商品化したものと合わせて製造するものと認識しています。そのため、例えば、商談会でバイヤーから味の意見を聞くためにサンプル品を製造した場合は、対象経費とは見なされません。しかし、試作品完成までに、事業者とOEM先との間で試験・分析を繰り返した費用については、対象経費として認められます。ただし、最小ロットの製造のみとします。</p> <p>また、完成までに試作品製造したものについては、販売していないことを証明するため、どこに配付したかを明記することが求められます。</p> <p>【イメージ(例)】</p> <p> ・最小ロット 50個製造 ・製造費10万円 ・原材料費1万円 </p> <p> ・最小ロット 50個製造 ・製造費10万円 ・原材料費1万円 </p> <p> ・最小ロット 50個製造 ・製造費10万円 ・原材料費1万円 </p> <p>配付先を明記</p> <p> ≪条件≫ ・試作品製造の最小ロット50個 ・製造費10万円/回 ・原材料費1万円/回 ・試作品製造(試験・分析)で3回製造 </p> <p> ≪対象経費≫ ・委託料→試験・分析を行うための委託料→製造費30万円(3回分) ・消耗品費→特産品等の開発に必要な原材料→3万円(3回分) ・計33万円を対象経費として計上 ※試作品製造1～3回目の150個の配付先を明記。 </p>
10	9 補足	試作製造した商品を販売していない証明として、配付先・個数以外に報告が必要な項目はありますか。	配付先及び個数を報告いただければよろしいです。

No	項目	質問	回答
11	補助対象経費	試作品製造にかかるラベル印刷代は対象経費としてみれますか。	印刷製本費は本事業の対象経費科目とはしていないため、認められません。ただし、ラベルやパッケージデザインの原版を作成するための委託料は対象経費として見なされます。
12	補助対象経費	商品を梱包する段ボールに商品名や内容量、賞味期限等を印刷する原版を作成するための費用は対象経費としてみれますか。	商品の梱包箱に商品名や内容量、賞味期限等を印刷するための原版作成費用については、本事業の対象経費としては認められません。理由として、本事業の対象経費には「パッケージデザイン原版を作成するための委託料」が含まれていますが、これは商品自体が販売される際に必要なデザイン性を求めるものです。一方、段ボールはあくまで梱包材であり、デザイン性を必要としないため、対象外とさせていただきます。また、本事業の目的は試作品の完成であり、段ボールの印刷は商品化以降の話となります。
13	補助対象経費	商談会に開発中の商品を出展予定で、その際、広島から専門家に同行してもらい、商品の更なるブラッシュアップ、販路拡大のためのコンサルを依頼する予定。については、専門家の交通費、宿泊費は補助対象になりますか。	募集要項4(3)のP.4に記載されている「旅費」の対象経費として、「特産品等の開発のため、コンサルタント等の専門家から指導を受ける場合に、専門家を派遣してもらうのに要した交通費等」が含まれています。そのため、専門家の交通費及び宿泊費は補助対象として認められます。なお、専門家の宿泊については、ビジネスホテル等、社会通念上適切と認められる宿泊施設を利用するようにしてください。
14	補助対象経費	サンプル運搬費として、サンプル品を呉市から商談会場に送る費用は補助対象としてみれますか。	募集要項4(3)P.4に記載されている「通信運搬費」の対象経費として、「PRイベント開催や出展の際に必要な運送費」が含まれています。そのため、サンプル品を呉市から商談会場に送る費用は補助対象として認められます。
15	補助対象事業	完了報告書を提出する前に、販売しても良いか。また、完了報告書を提出しても、市の承認(=補助金確定通知書)を待たなければ販売できませんか。	募集要項3P.2に「令和〇年2月〇日(金)までに、開発商品の試作を完了し、事業期間中または事業終了後、1年以内に商品化が可能な事業内容～」と記載されています。このことから、試作を完了していれば、事業期間中でも販売することは可能です。ただし、試作完成後、速やかに支払処理や事務手続きを完了し、完了報告書等を提出してください。
16	選定方法	事業の選定について基準はありますか。	別に定める選定委員会にて「書類審査」を行い、予算の範囲内で5事業者を予定しています。詳しくは募集要項の「7 支援事業の選定」をご覧ください。